

司会 本日は大変お忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます  
ます

定刻になりましたので、ただ今より、第64回大和郡山市都市計画審議会を始めさせていただきたいと思いを。

私は、本日司会を務めさせていただきます、都市計画課の下野と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

本日ご出席いただいております委員の皆様方は、20名中19名でございます。

半数以上ご出席をいただいておりますので、大和郡山市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により、本審議会は成立しております。

それでは、開会に当たりまして、上田市長よりご挨拶申し上げます。

上田市長、よろしく願いいたします。

市長 それではみなさんこんにちは。1月も暮れを迎えておりますけれども、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

明日から大雪が降るというニュースが流れておりますが、ちょうど今は「大寒」という季節の真ん中です。今日が実は明治35年に日本で最低気温の記録を作った日だそうですね。マイナス4.1度、北海道の旭川だそうですけども。まさに一番寒い日ということで、インフルエンザが流行していますので、気を付けていただきたいと思います。昨日15名の会合がありまして、うち7名がインフルエンザで欠席ということでした。今日はすごい出席率だなあと感じておりますけども、気を付けていただきたいと思います。

それでは本日の内容ですが、「特定生産緑地の指定について」ということでありまして、生産緑地については、指定してからずいぶん時間が経っているんですが、3年後ですかね、30年の期限が切れてくる土地が出てくるということでありまして、当初は、期限切れした生産緑地については買取申し出が可能ということでパニックになるのではと言われてきたわけですけども。平成28年の閣議決定

でこうした都市農業に関する考え方が大きく変わっていきこうとしているわけであります。基本的な考え方として、都市農地を「宅地化すべきもの」という発想から「あるべきもの」へと切り替えていきこうということでございます。その中で、今まで500㎡以上という条件、これを緩和することも出来ますよと。これは条例に基づくものでありますけども。あるいは、建築規制の緩和ですとか、10年延期が可能であるとか、そうしたことも示されておまして、まあそれが特定生産緑地なんですけども。ネットなんかを見てますと生産緑地については、ハウスメーカーやアパートメーカーが大変関心をもっている、まあそれはそうですよね、都市における土地ですからね。その中で今回、特定生産緑地の指定を申し出た件についてご意見をいただくことになるわけですけども。街づくりの根幹に関わることでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

いつも大変お世話になっていることに感謝を申し上げ、これからもどうぞよろしくお願い申し上げますとともに、今年1年のご健勝とご多幸を祈念して、挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

司会 ありがとうございます。誠に恐縮ではございますが、上田市長は次のご公務のため、これを持ちまして退席とさせていただきます。

ご了承のほど、よろしく願いいたします。

《上田市長 退席》

今回は、当審議会条例第3条第1項第1号に定める委員の改選後、初めての審議会でございますので、改めまして、委員の皆様のご紹介をお手元に配布しております名簿の順にさせていただきます。

恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたら、その場でご起立をお願いいたします。

まず、審議会条例第3条第1項第1号に定める、学識経験者の委員の皆様をご紹介します。

- 立命館大学 名誉教授 春名（はるな）委員でございます。  
春名委員 宜しく申し上げます。
- 本市農業委員会 会長 飯田（いいだ）委員でございます。  
飯田委員 宜しく申し上げます。
- 関西大学 名誉教授 西形（にしがた）委員でございます。  
西形委員 宜しく申し上げます。
- 本市自治連合会 会長 植村（うえむら）委員でございます。  
植村委員 宜しく申し上げます。
- 本市文化財審議会 会長 長田（おさだ）委員でございます。  
長田委員 宜しく申し上げます。
- 大和郡山市商工会 会長 中野（なかの）委員でございます。  
中野委員 宜しく申し上げます。
- 奈良県郡山土地改良区 理事長 川（よしかわ）委員でございます。  
川委員 宜しく申し上げます。
- 一般社団法人 大和郡山青年会議所 理事長 櫻木（さくらぎ）委員でございます。  
櫻木委員 宜しく申し上げます。
- 郡山女性ネットワーク 会長 亀岡（かめおか）委員でございます。  
亀岡委員 宜しく申し上げます。
- 西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部大阪支社 副支社長 宮本（みやもと）委員でございます。  
宮本委員 宜しく申し上げます。
- 近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部大阪統括部 施設部長 田野（たの）委員でございます。  
田野委員 宜しく申し上げます。
- 一般財団法人 なら建築住宅センター 松山（まつやま）委員でございます。  
松山委員 宜しく申し上げます。

続きまして、審議会条例第3条第1項第2号に定める、市議会議員の委員の皆様をご紹介します。

- 田村委員 田村（たむら）委員でございます。  
宜しく申し上げます。
- 乾委員 乾（いぬい）委員でございます。  
宜しく申し上げます。
- 吉川委員 吉川（よしかわ）委員でございます。  
宜しく申し上げます。
- 村田委員 村田（むらた）委員でございます。  
宜しく申し上げます。
- 北野委員 北野（きたの）委員でございます。  
宜しく申し上げます。
- 司会 続きまして、審議会条例第3条第1項第3号に定める、関係行政  
機関の委員の皆様をご紹介します。
- 松浦委員 郡山警察署 署長 松浦（まつうら）委員でございます。  
宜しく申し上げます。
- 宮本委員 奈良県郡山土木事務所所長 宮本（みやもと）委員でございます。  
宜しく申し上げます。

なお、第1号委員、近畿大学総合社会学部 教授 久（ひさ）委員は、ご欠席のご連絡をいただいております。

以上、委員20名でございます。

それでは議事に移りたいと思います。

議事に入ります前に、当審議会の議長につきましては慣例によりまして会長をお願いしておりますが、会長が決まりますまでの間、事務局の東田が議事の進行を務めさせていただきたいと思いますが、皆様方いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

ありがとうございました。ご異議が無いようですので、それでは東田次長、よろしく申し上げます。

仮議長 ご賛同を得ましたので、会長が決まります迄の間、僭越ではございますが、進行を務めさせていただきます。

失礼ですが、座って進行させていただきます。

まず最初に、事務局から報告がございます。

よろしくお願いいいたします。

事務局 本日傍聴の方が1名来られております。

大和郡山市都市計画審議会の傍聴に関する基準により、傍聴を許可したいと思います。以上でございます。

仮議長 それでは、第1号議案『会長・会長代理の選出について』、ご審議いただきたいと思います。

会長は、当審議会条例第6条第1項の規定により、学識経験者の委員のうちから、委員の選挙により定めることとなっておりますが、どういたしましょうか。

吉川委員 はい（挙手）。

仮議長 どうぞ。

吉川委員 今回、私、この会に初めて出席させていただくんですけど、この中で前会長さんっていらっしゃるんですか？

仮議長 前会長は、春名委員にさせていただいておりました。

植村委員 はい（挙手）。

仮議長 植村委員。

植村委員　ここ数年、春名委員に会長をお務めいただいていると存じております。

ご苦勞とは存じますが、本年も、春名委員を会長に推薦いたします。

（「異議なし」との声あり）

仮議長　春名委員を会長にという推薦の声、また、「異議なし」との声をいただきましたので、委員の皆様のご了承が得られましたので、春名委員を会長にすることに決定いたしました。春名会長、宜しくお願いしたいと思います。

続きまして、会長代理につきましては、当審議会条例第6条第3項の規定により、委員のうちから会長が指名することとなっておりますので、春名会長、ご指名のほどよろしく願いいたします。

会長　それでは、私のほうから指名させていただきます。今までと同じように、今回も飯田さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

（「異議なし」との声あり）

仮議長　会長代理に飯田委員、お願いいたします。

春名会長、飯田会長代理、席のほうへお願いしたいと思います。

《春名会長・飯田会長代理　席移動》

会長　それではちょっとご挨拶申し上げます。今までずいぶん会長をさせていただきまして長くなりましたけど、1つの山を迎えそうな事案がありそうですので、もう少し頑張らせていただきたいと思います。皆さんご協力お願いします。

《一同拍手》

ありがとうございました。

続きまして、飯田会長代理、お願いいたします。

会長代理 至りませんけども、会長代理として頑張っていきたいと思えます。  
宜しく申し上げます。

《一同拍手》

事務局 ありがとうございました。

長田委員 ちょっとよろしいか。

仮議長 はい。

長田委員 会長と会長代理の選出の件ですけどね、毎回、審議会の度に選出  
ということになっていきますけど、在任期間中は、もうこのお二方で  
やっていただくということではどうかと思うんですよ。毎回毎回、  
選出せんならんというのはいらんと思うんですよ。私の意見です。

事務局 いや、毎回ではなくて、なかなかこの会は少ないんで、任期中は  
そのままこの会の会長になっていただくということで・・・。

長田委員 だから、在任中は同じ方にやっていただいたらいいんところがいま  
すか？

仮議長 はい、そのようになっております、今も。在年中2年間は。

中野委員 2年任期やからね。今回職替えやから・・・

長田委員 任期が終わるまではお二人でやっていただいたらいいんじゃない  
ですか？毎回毎回これ選出というのは・・・

中野委員 いや、そうだったんねんな？

仮議長 そうです。

会長 ちょっといいですか。色んな市に都市計画審議会があつて、荒れて荒れて仕方がないということなんです。選挙でやれ、というのも有ります。色々有るんですが、ここは、伝統的に、今やっている方法で穏やかにいきたいわけでございますんで、皆さんそれで良いと言っておられるから、特に変える必要が無ければ、この方法でやらせていただく、いわゆる多数決でございます。いかかでしょうか？よろしいですか。特に問題があれば、言っていただいたら、それはそういうふうにさせていただきます。たった10分程度の儀式でございますんで、皆さんそれで良いと言っておられるから。よろしいでしょうか？何か問題があれば議事として審議するということで行きたいと思えます。無理にすることはないんですから。宜しくお願いします。

仮議長 それでは、これからの議事進行につきましては、春名会長にお願いしたいと思います。

春名会長、よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、議事に入りたいと思えます。一番最初にいただいておりますのが、第2号議案『特定生産緑地の指定について』ということで、先ほど市長が触れられていましたが、大変重要な議案でございます。事務局より内容を説明していただきたいと思えます。

事務局 それでは、第2号議案の説明を致します。説明に入る前に訂正がございます。委員の皆さんに事前に配布しております資料には第1号議案となっておりますが、第2号議案と読み替えさせていただきます。ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは第2号議案「特定生産緑地の指定について」でございます。

この指定につきましては、本市としては初めての指定になります



ので、指定案の説明をする前に、本指定制度についての説明をしたいと思えます。

資料の左側をご覧ください。今回の制度は、生産緑地法が改正されたことにより、新たに創設された制度となります。具体的に改正された条文は、黒枠で囲った部分となっております。

簡単に説明しますと、生産緑地地区に指定されてから30年を経過する地区については、申し出により、さらに10年間延長するという制度でございます。

条文を見ていきますと、第十条の二ということで、

第1項で指定後30年を迎える生産緑地を対象とすること、

第2項で10年間更新を、

第3項で本審議会の意見を聴くと規定されております。

ここで注意していただくのが、本審議会では意見を聴くということとして、都市計画決定手続きするものではありません。この指定の手続きは行政手続きとなりますので、市が本審議会の意見を聴き、指定していく事となりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、

(第4項の説明) 指定後は公示、通知

その下になりますが、指定までの流れを載せております。①～⑤までございまして、まず①申出があり、②市で営農状況等を確認し、③市が指定案を作成し、④本日の審議会となります。その後、問題なければ指定し、⑤の公示ということになります。

以上が、指定制度についての説明です。続いて、指定案の説明を致します。右の方に、今回の指定の申出の一覧を載せております。昨年の10月1日から先月12月4日までの受付分となります。表の

一番下に合計を書いておりますが、17 地区 (34 筆)、18,012.59 m<sup>2</sup>と  
なっております。

それでは指定案を一つずつ説明していきます。次のページをご覧  
ください。資料 1-1 になります。

(資料 1~17 について、生産緑地番号、地番、地積、位置、用途  
地域を説明。営農状況について説明。)

以上、17 地区の指定案についての説明でございます。ご審議よろ  
しくお願いします。

議長 さきほどご説明があったように、この特定生産緑地の指定案につ  
いて都市計画審議会として意見を述べるということでございます。  
色々議論があればしていくということでございます。いかがでしょ  
うか？

北野委員 はい (挙手)。

議長 はいどうぞ。

北野委員 さきほど17地域のご説明をいただいたんですけども、この地域  
は、今までの生産緑地をもう10年延長するという理解でよろしい  
でしょうか？

事務局 はい、その通りです。

北野委員 そうなった場合、全体の生産緑地の中の今回で何割くらいの方が  
延長されることになるんでしょうか？、

事務局 全体で今、生産緑地地区は81地区、面積で言うと12.04ヘ  
クタールございますので、率にすると15%の申し出率ということ  
になります。

北野委員 今後この残りの生産緑地に関して、34年の12月までに期限が切れるということなんですけども、その残りの地域の今後の動向みたいなの分かれば・・・。

事務局 生産緑地の所有者の全員の方にですね、去年の8月に意向調査というのを行っております。その中で回答率は57%だったんですけども、約72%の方が申し出の意向を示しております。で、24%の方が「検討中」という回答でしたので、合計で96%にはなります、回答率は57%だったんですけど。そのうちの96%の方が申し出の意向を示されているかと考えております。

北野委員 まあ、ほぼほぼ申し出していただくように声掛けもしていただけると思うんですけど、申し出をされなかった場合は、その生産緑地は今後どうなるんでしょうか？

事務局 生産緑地としては解除はされませんので、ずっと続くことになります。なので、そのままいきますと税金だけ、固定資産税が高くなってしまいますので、しっかりと、生産緑地解除に向けた都市計画手続きを進めていっていただくことになるかと思えます。

議長 よろしゅうございますか。他にございませんでしょうか？

吉川委員 はい（挙手）。

議長 はいどうぞ。

吉川委員 これは、決断の期限というのは決まってるんですか？いつまでに、はっきり明確に言わなあかんという期限というものは？

事務局 平成34年の12月24日までに手続きを終えていなければなりませんので、ここに、一番最初のページの、生産緑地法第10条の第4項に、「公示する」ということになっております、この公示まで

の手続きを平成34年の12月24日までに終わらせないといけませんので、それを見込んだ上で、申し出していただかないと駄目になります。今のところ、申し出の受付期限をいつまでというのは広報しておりませんで、まだ初めての手続きですので、どのくらいの期間がかかるのかというのを見極めてですね、今後、生産緑地の所有者の皆さんに、「いつまでに申請してください」という通知をしていきたいと考えております。

議長 よろしゅうございますか。

吉川委員 はい。

松山委員 はい（挙手）。

議長 はいどうぞ。

松山委員 細かいことなんですけど・・・資料16-1と16-2なんですけど、これ、生産緑地を塗ってる緑とですね、赤い枠がずれてるんですけど、これはどういうあれなんですか？

事務局 はい、説明が遅くなって申し訳ないんですけども、これは地図システムから打ち出した地図になっておりまして、ちょっと、その地図システムに落とし込んでいた生産緑地の位置がずれていたということで、正しくはこの赤い枠の区域ということになりますので、すいませんけれども。

松山委員 もともと生産緑地の地区しか、この特定生産緑地の制度は受けられないと。ここ色塗っとけばいいんですね？

事務局 そういうことになります。すいません。

議長 他にございませんか？

乾委員 (挙手)。

議長 はいどうぞ。

乾委員 今回の81地区についての、今生産緑地になっている地区についての、継続しての手続きを平成34年12月24日までに終わるということでお話を聞いたんですけど、生産緑地をしない場合は解除の手続きを・・・解除の手続きも平成34年12月24日までにしないといけないんですか？

事務局 解除の手続きですけども、まあ解除の手続きと申しましたけども、実際のところは、「買い取り申し出」をしていただくということになります。それについては買い取り申し出の理由の制限というのが平成34年12月24日までありまして、それまでは、主たる農業の従事者が死亡、もしくは農業が出来なくなる故障、という状態にならないと申し出が出来ませんので、健康な方については平成34年12月25日以降にしか、買い取り申し出は出来ません。

乾委員 そうでしたら、平成34年12月25日以降にしか、申し出出来ないということですね。

事務局 そうですね。

乾委員 それともう一つ、今現在ある81地区の生産緑地の継続手続きや解除の手続きなんですけども、30年前に生産緑地の指定を行っておられなくて、現在新たに申し出をしたいということについては、出来るんですか？

事務局 平成4年に大和郡山市として指定した後は、新たな生産緑地というのは指定しておりません。現在も、指定の募集というのとはしてしておりません。ただ今回、市長の話にもありましたけれども、生産緑地というか都市農地の考え方が「都市にあるべきもの」というふうに変ってきておりますので、新たな生産緑地というのを市としてど

う考えていくのか、というのを検討してやっていかなければいけないと考えております。

乾委員 はい。確かにそうした条件的なもの場所的なものはあると思うんですけど、まあ、誰が見てもこれは生産緑地にしても差し支えないという判断が出来るのであれば、新たな生産緑地を指定することも考えていただきたいなと思います。

事務局 はい、分かりました。ただ、生産緑地の新たな指定については、緑の基本計画というものがございまして、そちらのほうで、生産緑地をどうしていくかという方針を決めることが出来ます。で、今現在、市のほうで、その緑の基本計画を見直す方向で考えておりますので、まずそちらのほうで、新たな生産緑地をどうしていくか、どこまで増やすかという問題もあると思いますので、その議論を経た後にですね、新たな枠組みといいますか、新たな生産緑地の指定というのを考えていきたいと考えております。

乾委員 是非とも、緑の基本計画においても考えていただきたいな、と思います。まあ、我々でも、何でこんな素晴らしい場所のここに何故生産緑地かな、とか、早いこと何か開発されて、物でも建てれる場所もあると思うんですけどね。そらまあ、地権者の要望で、生産緑地ということで申し出があればそうしなければならないと思うんですけど。まあこれから大和郡山市の発展について、是非とも、生産緑地の方々について、継続される方についても、これは会としてどうこう言えないんですけども、ご提案というのは我々やっぱりしないといけないなと。まあ、新たな生産緑地についての考え方について、ご協議いただきたいと思います。

議長 ただいまのご意見なんかは、もちろん、パラパラパラパラと、あまり大規模でないものが有ったり、引き受けづらいものが有ったり、時間がかかることがあるんですが。

もともと最近のお話、「利用できる土地やないか」というような議論は、ある意味で、都市開発とかね、都市総合的な整備の話と結び

ついておらないといけないのが、バラバラバラバラなっているという  
ことで。

先ほどの、新たなマスタープランのようなものが出来るのであれば、今マスタープランを都市計画のほうで作ろうとする機運になってますから、そちらのほうに取り入れるようなことを、都市計画担当部署としての、都市計画課がそれをやっていただくといいんじゃないかということで、今日その意見が出たということで、お書き留め願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

他にございませんか？

それでは、第2号議案というのはこれで終わりましたで、あと報告事項が3つありますので、事務局よろしくお願ひしたいと思います。

事務局 それでは、報告事項1の説明を致します。現在、生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定を検討しております。

具体的な条文について、左上の黒枠で囲った部分になりまして、2つの条文のみの構成となっています。内容については、生産緑地地区の面積要件を500㎡から300㎡に緩和するものとなっております。

黒枠の下以降に、この条例制定の趣旨についての説明を載せております。

まず「背景」についてですが、

①担い手の確保、②土地の確保、③農業施策の本格展開

このような背景がありまして、市では閣議決定で示された②土地の確保を重要視しまして、条例制定の検討に至ったわけでありまして。先ほどの第1号議案でありました特定生産緑地の指定で、生産緑地

の確保は期待できるのですが、問題点もございまして、それを右の「目的」欄に書いておりますのでご覧いただけますでしょうか。

「目的」欄の二段落目の二行目の終わりあたりからになりますが、「制度利用の有無の混在により、一団の生産緑地地区の面積が 500㎡を下回り、農業を継続したくても特定生産緑地に認定されないという問題」とありますように、こういった問題が予想される場所です。

この問題に対処して、生産緑地の減少を最小限に抑えて、土地の確保をしていきたいというのが、この条例の趣旨でございます。

続いて、次のページをご覧ください。条例制定スケジュールということで、①～④までございます。

以上が、報告事項 1 の説明でございます。よろしく申し上げます。

議長 はい、ただいまのご説明に対して、何かご意見ございますか

村田委員 はい（挙手）。

議長 はいどうぞ

村田委員 さきほどの説明で、去年の 8 月にアンケートを行って回収率が 57% ということで、その中でこの意見が出たんですね？

事務局 いえ、意向調査とは別に、市全体に対してパブリックコメントを求めた結果、この意見が出ました。

村田委員 そうすると、全体の意見というのはどれくらい集まったんでしょうか

事務局 全体で、申し訳ないですけど 1 件です。



村田委員 その結果、市の考え方として、300㎡を下限值と返答されたんですね？

事務局 そうです。

村田委員 報告を聞かせていただいていると、生産緑地地区の面積の要件を、500から300に引き下げるということで、まあ緩和をすることで、土地の確保を市としては重要目的として取り組むという中で、さきほどの乾委員の話とつながるんですけど、新たに生産緑地を確保していくための要件になってくると。

事務局 はい、そのとおりです。

議長 はい、いかがでしょうか。この、農地の利用というのは、最近マスコミでも色々言われてますね。ここの、大和郡山市では例えばレストランを作ったり、それから、直売所としての土地利用があったり、というのは、あまり無いわけですか？例が無いから。

事務局 そうですね。

議長 それから、パブリックコメントを集める場合に、いろんな情報事例とかを出してきたら、もっとみんなの意見が集まったと思うんですけどね。ただ単にこういう形で、条例がどうこうとか言っても、あまり関心がない状態に入ってしまいますから。そのへんはもう、既に条例は案を作られて、かかるんですか？そのへんはいかがですか？

事務局 条例案を作らせていただきまして、それを3月議会に提案していく、ということですね。

議長 また、同じような状態の受け取り方をされないとも限らないから。別の方法でそれを対応する手段があれば、考えていけばいいんだ

と思いますが。まあ次の段階の、都市開発していく時に、問題があれば提議し続ける方向でお願いしておけばいいですね。

まあ今日はこういう形でお聞きいただいて、問題があればいつでも結構ですから、ここにご提議願ったら、議論をさせていただくということでもよろしゅうございますね。そういうふうにしたいと思います。突然ここに出てくるとなかなか議論も出来ませんので。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、報告事項1につきましては終わりました、2に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局 それでは、報告事項2の説明を致します。立地適正化計画については、昨年の3月に本審議会におきまして、策定の報告をしまして、居住誘導区域等の説明をしたところです。今回は、居住誘導区域内のハザードエリアの取扱いについてのご報告となります。

皆さんご承知のとおり、昨年の7月に西日本豪雨によりまして、各地で被害があったわけですが、居住誘導区域の中でも被害があったようでして、これを国土交通省が重く受け止めておりまして、居住誘導区域内のハザードエリアは除外していくようなという指導がありました。

本市の居住誘導区域内のハザードエリアは、資料にありますように2箇所ございまして

- (1) 土砂災害特別警戒区域 (約200㎡)
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域 (約800㎡)

この2箇所のハザードエリアを居住誘導区域から除外するというのを先月12月1日号の広報紙で周知したところです。

次に、右のカラーで印刷されているページをご覧ください。これは立地適正化計画の計画書を抜粋したのになります。

この②に居住誘導区域の設定方針の記載がありまして、一番下に除外すべき区域というのがあります。これを見ていただきますと、自然災害の危険度が高い地域として、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水常襲地域、浸水想定区域となっております。これらの区域に該当すれば全て除外するというように感じられてしまいますので、設定方針の考え方について、先ほどの除外するという広報と同時に行っております。

その内容が左側のページの下にございます。

以上が、報告事項2の説明となります。事後報告となって申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。

議長 はい、いかがでしょうか？

松山委員 はい（挙手）。

議長 どうぞ。

松山委員 私も、立地適正化計画策定のほうに出席させていただいたんですけど、ちょっと説明がわかりにくいのが・・・右側、除外すべき区域というのが、この部分が追加されたということですか？

事務局 追加ではなくて、この計画書の通りといいますか、最初から有りました。

松山委員 で、今回はそれを具体化して、ということですか？

事務局 今回はここに書いてある除外すべき区域に、ちゃんと自然災害の危険度が高い地域ということで、この4つの地域が書いておりますので、これを見た限りでは、この地域は絶対に除外するんじゃないの、と見た方が思ってしまうと。そうではなくて、総合的に判

断していますよ、というのを広報で伝えさせていただいた次第です。

議長 総合的に判断というのはどういうことですか？

事務局 ここに書いてあるんですけど、災害リスクですね。実際過去に災害があったのかどうかということ、それから、避難所までの経路が確保されているのかどうかということ、そういったものを総合的に考えているという内容になっております。

議長 ということは、さっき警戒区域とかいうようになっているんですけど、実際に起こった事例がないということをおっしゃられるんですか？

事務局 そうですね。ゼロとは言い切れないんですけども、過去の災害はほとんど無い地域ということをおっしゃって・・・

議長 その「ほとんど」が問題なんですよ。「ほとんどない」って、1回起こったらえらいことですから。そのへんはどうなんですか？変に入れてしまうと、起こったら、除外すべきだったのに除外してないということになっちゃいますから。そのへんは、どの程度覚悟しておっしゃられるんですか？

事務局 災害が全くなかったとしても、ちょっと可能性があったとしても、避難所までのルートが確保されていればいいのかな、という判断でいます。

議長 今ね、豪雨でも1000年に1回とかいうような話が出てますけど、1000年に1回を、自分の一生って100年ないのに、10回もある、そんな1000年に1回を実際の現実の話に入れるの？という話がよくあるんですね。そういう類の話なのか、それとも現実的に、50年に1回くらいは起こっているよ、可能性があるよという問題まで警戒しておったのに、そこは警戒だけだから、事例がほんのちょっとしか、災害事例がないので入れない、というのか、ど

つちなんですか？そこんところは覚悟がいますよ、防災やっ  
てる。どうですかそのへん？

事務局 今回のハザードマップのほうから抜いた地域、上のほうが200  
㎡、と、800㎡があるんですけども、これに対しては、次のペー  
ジに付いてますけども、土砂災害の危険性がある区域、土砂災害特  
別警戒区域と指定されてますので、それについては抜きました。

また、次の急傾斜地崩壊危険区域、と設定されてますので、これ  
が誘導区域内にありましたので、これも「抜きなさい」という指導  
を受けましたので、これについても抜かせていただいたところです。

議長 今回の説明のほうが分かりやすいと思うんですよ。それなら納得で  
きる。

事務局 それ以外にも、浸水想定区域も抜きなさいよ、というのもあるん  
ですけど、それをゴボッと抜いてしまう、それはあまりにも理屈に  
合わないんじゃないか、郡山の場合では。そういうふうを考えさせ  
ていただいたので、確かに全部抜いてしまうというのもあるんです  
けど、これ土砂災害警戒区域、現実的に見させていただいて、写真  
も付けさせていただきましたが、こういうふうな、崖っていうん  
ですか、災害が起こる危険性が見た目に分かりそうなところを2箇  
所、200㎡、800㎡抜いたところです。

議長 だから、それを具体的に今お話を聞くと納得できるんですよ。そ  
れならいいでしょうと。ところが、「総合的に」とかいう言葉でごま  
かされてしまうと、「何言ってるの？怖いやないの」となるんで、そ  
のへんを工夫して情報提供して、判断していただくほうがいいんじ  
ゃないかと思いますが。他にございますでしょうか。

吉川委員 よろしいですか。

議長 はい。

吉川委員 今、除外すべき区域の写真を見せてもらってるんですけど、傾斜が危ないということで、この左側に家建ってますよね、この家の人の持ち物なのか、上の人の持ち物なのか分かりませんねんけど。

事務局 上の人の持ち物です。

吉川委員 これがね、除外すべき区域ってわかってるんであれば、何とかしろ、という話は無いんですか？これ「危ないよ」って言うて指定はするけど、危ないって分かってるんやったら何とかしてくれっていう話は無いんですか？

事務局 なかなかそれが言えない。ほんなら、今までの地震でも大丈夫やないか、とかなるし。これは誘導区域から外しなさいよっていう意味でこの赤塗りはさせてもらってるんであくまでも。居住しなさいよという区域ではないんですよここは、この斜面地は、という意味で外してます。

吉川委員 2枚目はそれはそうかなと。1枚目はすごい急勾配に見えるんですけどね。これは外すだけやなしに、今まで災害が無いんでええやろという話なんですけど、危ないのわかってて、これ外すだけでいけるんかな、と思うんですけどね。

事務局 立地適正化の中で、この土砂災害特別警戒区域と指定されているところを外しなさいよということだけなので、そこを、「危ないです」とか、立地適正化の中で、「危ないからあんじょうしなさいよ」というふうなことを言いに行きなさいよということではないんで、ご理解いただきたいと思います。

吉川委員 分かりました。

宮本委員 (挙手)。  
(JR)

議長 はい。

宮本委員 私、よく情報をはっきり知らなかったんですが、この土砂災害、  
(JR) あるいは浸水災害、このへんの区域というのは、どういう形で今、  
一般に明記されているんでしょうか？

事務局 ハザードマップで公表さしてもらってます。

宮本委員 その中で、さきほど春名先生からもあったんですけど、避難所等  
(JR) の整備状況、あるいは整備見込み等、こういう情報ですよ。現在  
どの程度なされていて、どういう形でなされていて、あるいは将来  
どういう計画があるのか、というのはいかがでしょうか？

事務局 現在、避難所マップ、というのがございますので、そちらのほう  
で避難所がどこにあるかというのは見れると思います。避難ルート  
というのも自分なりに判断できるかと思います。

宮本委員 そういたしますと、将来、整備をしていく計画もあるということ  
(JR) ですか？

事務局 将来的に整備する計画があるか、というのはちょっと分からない  
です。

宮本委員 ここでは、あくまで総合的に勘案してやっていこうということで  
(JR) すので、これはやはり非常に重要な問題ですので、少しそのへんを、  
明確に知らせていただいたほうがいいかな、と思います。

議長 みんな神経質になってますんでね。

長田委員 よろしいか。

議長 はい。

長田委員 上の段と下の段見たら、除外すべき区域っていうのがあるんですけどね。災害というのはいつ起きるか予想が付きません。突然起こってくるわけですよ、地震にしても。そういう場合、この除外すべき区域の中に、農用地区域とか保安林、自然公園区域って除外すべき地域って書いてますけど、そんなん言うてられないんと違いませんか？災害が起こったら。とにかく命が一番大事ですからね。農用地区域に避難することだってありうるわけでしょ？自然公園なんか特にね。あまりこの、二つ目に出ているような、工業専用地域とか、農用地区域とか保安林、自然公園区域とか、ことさら挙げる必要ないんと違いませんか？そんなこと言ってられませんよ、命が一番大切ですからね。

事務局 これはね、居住誘導区域には入れないでくださいということで、居住誘導、「住みましょう」という区域から外しましょうというようなカッコ書きになりますんで。その点、災害とは別の話になりますんで、ご理解いただきたいと思いますが。

櫻木委員 はい（挙手）。

議長 どうぞ。

櫻木委員 確認なんですけど、立地適正化計画というのは、これから先、ここはこういうふうにしでしょ、ここは住むようなところにだんだん収斂させていきましょ、で、農用地とか農地はできるだけここに集めましょ、とか将来の計画を言ってるんですね？で、それとは別に、今お話のあったような防災についての対策を打たないといけないと。こういう定義ですね？今か将来かという見方をしたほうがいいと。  
危ない地域の大半が当然何か打たないといけないんでしょけど、そこにこれから先に呼ぶようなことはやめましょ、と。こういう理解でいいんですね？

事務局 はい、それで結構です。



議長 ちよつと誤解されているのが・・居住を誘導するのはやめましようということですから。災害に遭うか遭わんかというのは、危ないから、そこに住みなさいなんてのは言えませんよということですね。

事務局 はい。

北野委員 はい、確認だけなんですけど、この立地適正化計画の居住誘導区域からこの危険区域を除外するという事なんですよ？ここを除外すれば、居住誘導区域の中に、土砂災害特別警戒区域とか急傾斜地崩壊危険区域というのはなくなるということなんですか？

事務局 はい、その通りです。いわゆるレッドゾーンと呼ばれるところは絶対に入れていかないということになります。

議長 他にございますでしょうか？

(「なし」との声あり)

それでは、この報告事項2についての議論は終わりにさせていただきます。では、最後の報告事項3、お願いします。

事務局 それでは、報告事項3の説明を致します。

都市計画マスタープランについてですが、来年度、平成31年度から2年かけて、見直し作業を進めていくという、ご報告になります。

具体的なスケジュールの内容につきましては、資料に表で載せておりますのでご覧いただけますでしょうか。

このように平成31、32年度の2カ年で、策定委員会を4回、庁内検討会を3回、地区別懇話会を2回予定しています。そして、平成31年度についてはアンケートも実施する予定です。

主な見直し事項については、スケジュールの下に記載しております。

また、本審議会の開催時には、報告事項として進捗状況等を説明していきたいと考えています。

以上が、報告事項3の説明となります。よろしく申し上げます。

議長 それは報告だけですね？今後いよいよ、市の意見も含めた将来計画が議論されるということですね。

事務局 はい。

議長 それでは、本日の議論はこれで終わりたいと思います。皆様ありがとうございました。

司会 春名会長、また委員の皆様、本当にありがとうございました。これもちまして、第64回大和郡山市都市計画審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。